

特定個人情報保護評価書に係る事業説明資料

平成30年9月

大阪府教育庁私学課

特定個人情報を利用する事業一覧

- 1. 事業名** 大阪府私立高等学校等就学支援金
事業形態 法定受託事務

関係法令等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律
大阪府私立高等学校等就学支援金交付要綱

- 2. 事業名** 大阪府私立高等学校等学び直し支援金
事業形態 独自利用事務

関係法令等 高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱
大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

- 3. 事業名** 大阪府私立高等学校等奨学のための給付金
事業形態 独自利用事務

関係法令等 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱
大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

1. 私立高等学校等就学支援金

■ 制度の概要

就学支援金は、平成**26**年度以降に入学した生徒を対象とし、親権者(保護者等)の所得等が支給対象要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に変わって負担する。

※就学支援金事業の対象は、全日制であれば、平成**26**年度は**1**年生、平成**27**年度は**1・2**年生、平成**28**年度は**1～3**年生が対象となる。

■ 支給対象となる者

私立高校に在学する生徒において、次の①～④の要件の全てに該当する者

- ①日本国内に住所を有する者
- ②高校等を卒業または修了したことがない者
- ③高校等に在学した期間が通算して**36**月を超えていない者(定時制課程・通信制課程は**48**月)
- ④保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が**507,000**円未満の者

■ しきい値判断

- ・評価対象の事務の対象人数 **10**万人以上**30**万人未満(**17万3,308**人)
- ・特定個人情報ファイル取扱者数 **500**人未満(**449**人)
- ・重大事故の発生 なし

しきい値判断結果 ⇒基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

評価対象人数			
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象生徒人数	97,051人	87,593人	86,654人
評価対象人数	194,102人	175,186人	173,308人

※対象生徒人数は高等学校等就学支援金支給実績人数

※評価対象人数の算出方法：対象生徒1人に対し両親2人とし算出。

高等学校等就学支援金支給事務処理システムの概要

- 平成31年4月からマイナンバー利用及び文部科学省が提供するマイナンバーに対応した就学支援金事務処理システム（以下、「新システム」という。）の稼動予定。生徒・保護者によるオンライン申請は、平成32年度からの予定。

■申請

- 新システムでは、まず、学校担当者が生徒に係る基本情報（生徒氏名・保護者氏名・生年月日等）を入力し、生徒が申請を行う（平成32年度よりオンライン化）。
- オンライン申請導入後は、申請の意向確認を全生徒必須とすることで、申請漏れを防ぐことを想定している。
- 生徒は、申請と同時にマイナンバーカードの写しを専用の台紙（新システムから出力）に貼付し、学校に提出する。提出を受けた学校担当者は、取りまとめを行い、認定申請者一覧と共に支給権者（大阪府教育長）へ提出する。

■情報取得

- マイナンバーの提出を受けた支給権者は、マイナンバーを電子化した一覧にするため、パンチ入力を行い、新システムから出力した保護者データとの紐付けを行う。
- 紐付けについては、文科省が提供する「作業支援ツール」を使用する。
- 作業支援ツールを使用し、マイナンバーとの紐付けを行った後に、各都道府県が用意する統合宛名システムと連携を行い、中間サーバーを経由し、各市町村から課税情報を取得。

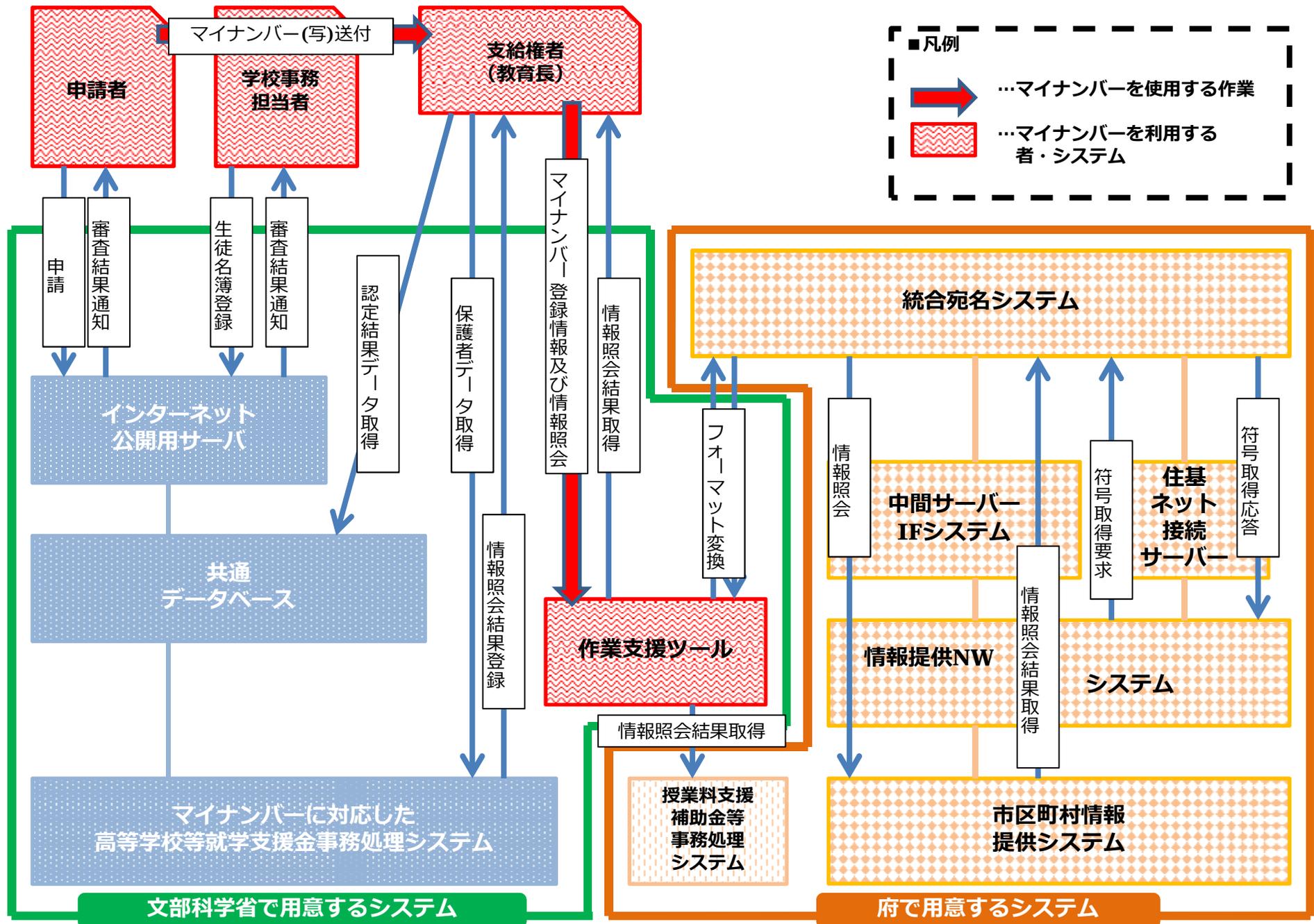
■認定

- 取得した課税情報を新システムに取り込んだ後に、新システムが自動的に認定・不認定の判定を行う仕組み。
- 学校担当者や生徒・保護者は、認定通知を受ける前に、システム内で認定の可否を確認することができる。

■マイナンバーの保管

- 新システム内は、マイナンバー情報は保持せず（セキュリティ上不可）、任意の業務番号により、個人を識別する。
- 大阪府教育長は、提出を受けたマイナンバーを各自治体のセキュリティポリシーに基づき、最低でも生徒が卒業するまでの間、適切に保管します。
- この仕組みにより、生徒・保護者は、入学時にマイナンバーの提出を行えば、在学中、改めてマイナンバーや申請書を提出する必要はなくなる（保護者変更等は除く）。

高等学校等就学支援金支給事務処理システムの概要図



2. 私立高等学校等学び直し支援金

■ 制度の概要

高校を中途退学した者が再び高校で学び直す場合に、就学支援金の支給期間である**36月**(定時制・通信制は**48月**)の経過後も、卒業までの最長**2年**間にわたり継続して授業料の支援を行う。

■ 支給対象となる者

私立高校に在学する生徒において、次の①～⑦の要件の全てに該当する者

- ①日本国内に住所を有する者
- ②高等学校等(修業年限が**3年未満**のものを除く)を卒業(修了)していない者
- ③高等学校等に在学した期間が通算して**36月**(定時制・通信制は**48月**)を超える者
- ④平成**26年4月1日**以降に高等学校等に入学した者
- ⑤高校等を中途退学したことのある者(転学に類する退学を含む)
- ⑥学び直し支援金の支給を通算して**24月**以上受けていない者
- ⑦保護者等全員の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が**507,000円未満**の者

※上記③以外の要件を満たし単位制高校に在学する者であって、就学支援金の支給期間は満了していないが、支給上限である**74単位**に達したため、就学支援金の支給を受けることができなくなった者も支給対象となる。

■ しきい値判断

- ・評価対象の事務の対象人数 **1,000人未満(586人)**
- ・特定個人情報ファイル取扱者数 **500人未満(352人)**
- ・重大事故の発生 なし

しきい値判断結果 ⇒評価の実施は義務付けられていないが、基礎項目評価書を作成する。

評価対象人数

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象生徒人数	114人	229人	293人
評価対象人数	228人	458人	586人

※対象生徒人数：学び直し支援金支給実績人数

※評価対象人数の算出方法：対象生徒1人に対し両親2人とし算出。

3. 私立高等学校等奨学のための給付金

■ 制度の概要

平成26年度より、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金の支給を行う。

■ 支給対象となる者

私立高校に在学する生徒において、申請年度の7月1日時点において、次の①～④の要件をすべて満たしている者

①保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が
非課税、もしくは**生活保護(生業扶助)受給世帯**であること

②保護者等が**大阪府内に在住**していること

③生徒が、高等学校等に在学していること(**大阪府外の高等学校等も対象**)

④生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学していること

※保護者等(親権者)のいずれか一方がほかの都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、ほかの都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府教育庁に申請できます。

※児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費または特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。

■ しきい値判断

- ・評価対象の事務の対象人数 1万人以上10万人未満(3万3,474人)
- ・特定個人情報ファイル取扱者数 500人未満(428人)
- ・重大事故の発生 なし

しきい値判断結果 ⇒基礎項目評価の実施が義務付けられる

評価対象人数			
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象生徒人数	9,076人	14,190人	16,737人
評価対象人数	18,152人	28,380人	33,474人

※対象生徒人数：奨学のための給付金支給実績人数

※評価対象人数の算出方法：対象生徒1人に対し両親2人とし算出。

マイナンバー制度に係る関係法令等

関係法令等	備考
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令	別表第1の項 91 別表第2の項 113
大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例	別表（第三条関係）4項
大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則	第5条
大阪府住民基本台帳法施行条例	別表第2（第5条関係）
大阪府住民基本台帳法施行細則	第 12 条第 4 項